

1 基本的な考え方

いじめは、「人として決して許されない行為」であり「どの子どもにも、どの学校にも起こり得ること」である。

大人の目に付きにくいところで起こるといふ、いじめの特性を考慮し、学校は、教育委員会はもとより、家庭、地域と一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。また、犯罪へと発展する可能性も考え、「いじめる側」への徹底的な対応や指導を行う。

いじめ問題への取組にあたっては、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、未然防止の活動を、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めていく。すべての教職員が、個性や差異を尊重する態度やかけがえのない命、生きることへの適切な価値観を、日々指導を徹底し、実践していく。

2 未然防止のための取組

全ての子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。そのために実態把握、環境づくり、心の教育、保護者・地域への啓発の視点で取り組んでいく。

実態把握のために、いじめに関するアンケート、児童に寄り添った指導、全教職員による目配りなどを十分に行う。

いじめが起こらない環境づくりとしては、授業規律の共通化、分かる授業づくり、教職員の十分な共通認識、自尊感情を育むための読書活動・体験活動の推進、児童会活動などに取り組んでいく。さらに、いじめ防止研修会（年間3回）に取り組んでいく。

思いやりの心をはぐくむ教育を目指した道徳教育・人権教育の充実、道徳を要とした「心の教育」、学期1回のいじめに関する授業週間の設定、「いじめに関する授業」の実施、いじめの未然防止に係る年間指導計画の作成、自尊感情や自己肯定感を高めるほめ言葉の活用などの取組を充実させる。

保護者・地域への啓発として、学校便りや学年便り、ホームページでの発信、保護者会等での発信や共通理解のための話し合いをする。

「いじめ対策小委員会」を設置し、いじめを未然に防ぐための研修計画を立てる。

3 早期発見のための取組

子どもたちや学級の様子を知るために、子ども達の些細な言動から、一人ひとり子ども達が置かれた状況や精神状態を推し量ることができる教職員の感性を高めていく。また、子どもたちの一人ひとりの状況や学級・学年・学校の状態を把握するために、毎朝、出欠確認時の観察で一人ひとり呼名をし、いつでも子どもたちと共に時間を過ごすように意識し、休み時間の様子を見取り、学年会や毎週の生活指導夕会で、情報を共有する。

教科担任制の利点を生かし、互いの学級での気になるところは、担任同士が遠慮なく伝え合い、適切に指導を重ねていく。

学校全体の取組としては、ふれあい月間での「いじめアンケート」を6月、11月、2月に行う。また、週に1回来校する、スクールカウンセラーの存在を子ども達や保護者に広く伝え、活用を呼びかける。また、スクールカウンセラーには、各学級の授業観察を行ってもらい、学級の様子や気になる子どもの行動等を見とり、全教職員と共通理解する。また、随時、問題解決型の校内委員会を開催し、具体的な方策を練り上げる。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

いじめの情報が出たら、当事者双方、周りの子どもから個々に聴き取り、記録する。事実確認は、「いじめられている子ども」と「いじている子ども」を別の場所で行う。いじめられている子どもやいじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

関係教職員と情報を共有し、正確に把握しながら、ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもと、教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(2) 被害児童への支援

事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。「最後まであなたを守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、必ず解決できる希望がもてることを伝える。自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。速やかに対応をすることが重要である。発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談したり、家庭に電話連絡をしたりして、事実関係を伝える。また、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(3) 加害児童への指導

いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者には、正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

5 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策小委員会」を設置する。その組織を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。いじめアンケートなどでいじめの情報が得られた際、速やかに対応をとれるように、校長、副校長、生活指導主任を中心に、いじめ防止担当者や養護教諭などをメンバーとして設置する。また、命にかかわる重要な案件に対しては、「いじめ対策校内委員会」のメンバーで対応を協議する。

(2) 相談体制

週に1回の生活指導夕会で、全体に学年や学級の情報や実態の共有化を図る。また、主任会議でも、学年の実態を報告し合うことで共通理解を図る。さらに、週に1回のスクールカウンセラーの来校に合わせて、相談の時間や校内委員会を開き、具体的な支援や方策についてもアドバイスを受けられるようにする。日常的に、教職員間で情報交換や相談ができる環境や雰囲気を作る。

6 研修体制

年間3回の「いじめ防止研修会」を計画的に実施する。内容としては、「いじめの未然防止に関する研修」「いじめの対応に関する研修」などが挙げられる。また、教員のいじめに対する対応スキルを向上させるために、特別な教科 道徳を要とした「いじめに関する授業」、生活指導夕会等で、児童の自尊感情や自己肯定感を高めるための研修を行う。また、速やかな対応を行うためにも、「教育相談体制に関する研修」や「いじめ防止基本方針」の周知・徹底・見直しに関する研修を行い、教職員の意識向上や相談対応能力向上を図る。